

【記載要領の要旨】

○経過措置

枝番の追加に伴いレセプト・処方箋等の様式が変わっています。こちらはレセコンメーカーが対応しますが、経過措置はありません。

1、診療報酬請求書、診療報酬明細書、調剤報酬請求書及び調剤報酬明細書(以下「診療報酬請求書等」という。)については、「療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令第7条第3項の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式」(平成20年厚生労働省告示第126号)に定める様式により扱うものとするが、「療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令第7条第3項の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式の一部を改正する件」(令和2年厚生労働省告示第106号)により改正のあった様式については、令和2年5月1日(4月診療分)から新様式により扱うものとし、令和2年3月診療分までは旧様式によっても差し支えないこと。

○本文の追加事項

・オンライン診療料関係

・処方箋記載追加

(10) オンライン診療料に規定する情報通信機器を用いた診療の実施に伴う処方箋の場合には、「オン診」と記載すること。

・サ、同一月に再診とオンライン診療が行われた場合には、再診が行われた日数とオンライン診療が行われた日数をそれぞれ「摘要」欄に再掲すること。なお、同一日に再診とオンライン診療が行われた場合は、「摘要」欄にその旨記載することとし、当該日については、再診の日数のみ実日数に計上すること。

・実日数にカウントしない指導料追加

- ・小児特定疾患カウンセリング料の口
- ・乳腺炎重症化予防ケア・指導料
- ・外来排尿自立指導料
- ・精神科退院時共同指導料 1

ク、小児特定疾患カウンセリング料の口、外来栄養食事指導料、集団栄養食事指導料、在宅療養指導料、がん患者指導管理料口又はハ、乳腺炎重症化予防ケア・指導料、退院時共同指導料 1、外来排尿自立指導料、傷病手当金意見書交付料、療養費同意書交付料、精神科退院時共同指導料 1、在宅がん医療総合診療料、在宅患者訪問看護・指導料、同一建物居住者訪問看護・指導料、在宅患者訪問点滴注射管理指導料、在宅患者訪問リハビリテーション指導管理料、訪問看護指示料、介護職員等喀痰吸引等指示料、在宅患者訪問薬剤管理指導料、在宅患者訪問栄養食事指導料、精神科訪問看護・指導料若しくは精神科訪問看護指示料を算定した同一日に医師の診療が行われない場合は、実日数として数えないこと。

○診療行為に対するコメントコード化（詳細は別表 I を参照のこと）

・別添の別表 I には備考欄の横に気になる部分に「新設」と入れましたが、各医療機関で多く使用するものは確認してください。

・コメントコードの多様化は、レセプトをナショナルデータベースとして使用する時代の流れです。頭の切り替えをして、必要に応じてセット項目の組み替えや、レセプトチェックソフトのマスタ組み替えをしてください。

20) (中略)

なお、電子レセプトによる請求の場合、別表 I の「レセプト電算処理システム用コード」欄にコードが記載された項目については、令和 2 年 10 月診療分以降、「電子情報処理組織の使用による費用の請求に関して厚生労働大臣が定める事項及び方式並びに光ディスク等を用いた費用の請求に関して厚生労働大臣が定める事項、方式及び規格」に基づき、該当するコードを選択すること。なお、令和 2 年 3 月 31 日以前から適用されているコードについては、令和 2 年 9 月診療分まで選択して差し支えないこと。

書面による請求を行う場合においては、名称について、別表 II 「診療行為名称等の略号一覧(医科)」に示す略号を使用して差し支えないこと。

◆検査等のコメント

輸血コメント

抗 CCP 抗体

誘発筋電図の部位

初回実施コメント、骨塩定量なども個々にコード化

画像診断のコメントは渡しの資料より細分化されています（猫山とか大変？）

◆投薬関係のコメント

隔日投与

臨時投与

複数診療科

湿布を 70 枚超えて処方した理由

◆その他

リハビリテーションにも多数

熱傷処置の開始日

人工腎臓の導入期加算 等